



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ドゴールの社会思想 -労働者の企業参加をめぐって-
Author(s)	小野, 善康; ONO, Yoshiyasu
Citation	北大法学論集, 40(5-6上), 163-197
Issue Date	1990-08-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16705
Type	departmental bulletin paper
File Information	40(5-6)1_p163-197.pdf



ドゴールの社会思想

——労働者の企業参加をめぐる——

小野善康

目次

- はじめに
- 一 フランスにおける労働者の企業参加の法制度の概観
 - 二 ドゴールの企業参加の思想
 - 三 ドゴールの参加思想と社会的カトリシズム
- 結び

はつめり

第五共和制の初代の大統領ドゴール⁽¹⁾ (Charles de Gaulle) は経済・社会政策の分野においても極めて重要な役割を果たした⁽²⁾⁽³⁾。

ドゴールは社会政策に関して労働者を企業利益の配分および企業の管理・運営に関与させるといういわゆる労働者の企業参加——ドゴール自身および研究者たちはこれを「労使協働」(association capital-travail) 又は「企業における参加」(participation dans l'entreprise) の言葉で語っている——の必要性を強調し、後に第一節で見るように第五共和制の下でその法制化を推進した。

J・リヴェロ⁽⁴⁾J・サヴァチエは「第五共和制の社会問題に関する指導的思想の一つは、……資本と労働の協働によって、賃金労働者と雇主の敵対関係に終止符をうつという願望である」と述べているが、労働者の企業参加という教説がドゴールにとって極めて重要な位置を占めていることについては多くの研究者が述べているところである⁽⁵⁾。

本稿はドゴールの労働者の企業参加に関する思想を検討することによって彼の社会思想の一つの側面を明らかにしようとするものである。

(1) 正式には Charles-André-Marie-Joseph de Gaulle. ドゴールは一八九〇年一月二日生まれである。

ドゴールの著作のうちその発言を取めた Charles de Gaulle, *Discours et messages*, T. I ~ T. V, Pion, 1970 が特に重要である。

ドゴールの著作にはその他次のようなものがある(第二次大戦以前の軍人の時代のものはここでは除く)。*Mémoires d'espoir*,

T. I, Le renouveau, Plon, 1970, (訳書「ドゴール・朝日新聞外報部訳『希望の回想』朝日新聞社一九七一年」) *Mémoires d'espoir*, T. II, L'effort, Plon, 1971, *Mémoires de guerre*, 3 tomes, Plon, 1954-1959. (つれには訳書がある。村上光彦・山崎庸一郎両氏訳『ドゴール大戦回顧録』全六巻、みすず書房、一九六〇〜一九六六年)。

ドゴールに関する伝記は多いがここでは次のものをあげておく。J. Lacouture, *De Gaulle*, Editions du Seuil, 1969, (訳書「ジャン・ラクチュール著、持田坦訳『ドゴール』河出書房新社、一九七二年」) Paul-Marie de La Gorce, *De Gaulle entre deux mondes*, Fayard, 1964, (訳書「P. M. ヴォラ・ゴルス著、淡徳三郎訳『ドゴール』徳間書店、一九六五年」)

(2) ドゴールの経済・社会政策について、全体的な展望を示しているものに次の文献がある。J. Chapsal et A. Lancelot, *La vie politique en France depuis 1940*, P. U. F., 1975, p. 499 et s.; J. Touchard, *Le gaullisme*, Editions du Seuil, 1978, p. 263 et s. 中木康夫『フランス政治史下』未来社、一九七六年、七八頁以下、長部重康「戦後フランスの経済発展」(同編『現代フランス経済論』有斐閣、一九八三年所収)。新田俊三「フランスの国家独占資本主義」(「大系国家独占資本主義3」米欧の国家独占資本主義』河出書房新社、一九七一年所収)。

(3) ドゴールは「経済・財政問題を重視し、これらの問題を首相及び大蔵大臣等に委せなかつたとJ・トゥシャールは言う。(J. Touchard, op. cit., p. 266) また、アルジェリア問題が解決した後ドゴールは経済・社会の問題に一層大きな力を注いだ」とシャブサルは言う。(J. Chapsal et A. Lancelot, op. cit., p. 500)

ドゴール自身一九六五年に次のように言っている。「もし経済・財政問題 (intendance) に気を配っている者がいるとすればそれは私である。もしわが国で経済・社会の改革が行なわれたとするならば、それを行なったのは私である。」(L'Année Politique 1965, P. U. F., 1966, p. 52.)

ここでドゴールが大統領であった時期の経済政策を極く簡潔に見ておくことにする。

ドゴールは政権に復帰して間もない一九五八年二月(この時は未だ大統領に就任してはいなかったが)リュエフ(J. Rueff)委員会の勧告に従って平価の大幅な切下げ等次のような政策をとった。

(一)一七・五%の平価の切下げと新フランの発行、(二)支出の節約と増税による均衡予算、(三)賃金の抑制、(四)物価指数への自動的なスライド制 (indexations automatiques) の廃止(とくに農業生産物価格の工業、商業価格へのスライド制の廃止)、(五)フランの交換性の回復。(J. Chapsal et A. Lancelot, op. cit., p. 501. 以下「J. Touchard, op. cit., p. 270.

による。)

これらの政策は、インフレからの脱却を目ざすものであり、国際競争力を強化しEECにおいてフランスが有利な立場に立とうとの意図から来ていると見られている。(新田俊三「フランスの国家独占資本主義」、前掲書三二四頁以下。)

一九五八年十二月にとられた経済政策がドゴールの考えに基づくものである点についてJ・トゥシャルは次のように言っている。「A・ピネー、J・リュエフ、M・ドブレがしかじかの点に関して及ぼした影響がどのようなものであれ、一九五八年十二月の改革はドゴールが望んだものであり、彼の経済に関する考え方と厳密に一致していると断言できる」(J・Touchard, op. cit., p. 270.)

その後のドゴールの経済政策として均衡予算の実施がある。第四共和制の時代および第五共和制の最初の数年間は赤字予算が常態であった。ドゴールはフランスの価値を維持するために、一九六五年度の予算の作成においてこの赤字予算を廃して均衡予算を作成し、一九六六年度の予算においてもこの態度を維持した。(J・Chapsal et A. Lancelot, op. cit., p. 510, J. Touchard, op. cit., p. 275.)

農政に関しては、一九六〇年八月五日の農業基本法及び一九六二年八月八日の同法補完法の制定が重要である。これらは国の指導による農業の近代化を目ざすものであった。

(久宗 高、後藤康夫編訳「フランス農業基本法への途」、『のびゆく農業』九九号。久宗 高、後藤康夫編訳「フランス農業基本法の成立」、『のびゆく農業』一〇〇号。後藤康夫編訳「フランス農業基本法の展開——補完法」、『のびゆく農業』二一七号)

ドゴールの経済政策として第四共和制以来すすめられてきた計画化(Planification)の推進による産業の誘導も重要なものであった。

(第五共和制下の計画化に関して以下のものを参照。新田俊三「フランスの国家独占資本主義」前掲書三二一—三三〇頁。新田俊三『フランスの経済計画』日本評論社、一九六九年。長部重康「経済政策と計画」(同編『現代フランス経済論』(前掲)所収)。岩本美砂子「現代フランスにおける計画化と参加」(中木康夫編『現代フランスの国家と政治』有斐閣、一九八七年、所収)

(4) J. Rivero et J. Savatier, *Droit du travail*, P. U. F., 7^e éd., 1978, p. 214.

(5) 山口俊夫教授は、「ドゴールは『労使協働 Association Capital-Travail』を社会改革の主軸に据えようと望ん(でいた)」と言う。(山口俊夫「最近のフランスにおける労働者の企業利益参加制度」法学協会雑誌九〇巻四号一一頁。)

J・トゥシャルは「社会問題の領域においてドゴールは一つの教説、労使協働 (Association capital-travail) という教説をもっている。……この協働を実現する手段がいささか非現実的なものに見えるとしても、ドゴールは疑いもなく、この教説に極端な重要性を与えている」と言う。(J. Touchard, op. cit., p. 265.)

一 フランスにおける労働者の企業参加の法制度の概観

フランスにおいては古く一九世紀初頭に、世界に先駆けて労使の個別的契約によって労働者を企業利潤に参加させる制度が考え出され、⁽¹⁾ また、一九世紀末には企業内に労使協力機関を設けることよって労使間の対立と摩擦を緩和し、労使協力の実現を図ろうとする構想が実施に移されている。⁽²⁾

これらの構想はやがて法制度化されることになり一九一七年の労働者参加株式会社の制度を皮切りに労働者を何らかの形で——具体的には企業利益への参加と企業の管理・運営への参加に大別できるが、⁽³⁾ ——企業に関与させる制度が発達した。ドゴールの企業参加の思想もこれらの法制度と深いかわりをもっている。そこで、ここでフランスにおける労働者の企業参加をみとめる法制度の中で重要なものを、制度の背後にある考え方に注目しつつ極く簡潔に概観しておくことにする。(そのうち第五共和制下につくられた制度については少し詳しく叙べる。)

一九一七年四月二六日法⁽⁴⁾による労働者参加株式会社 (sociétés anonymes à participation ouvrière) の制度

これは企業の利益の配分に労働者を参加させるものである。即ち、労働者が労働者として労務を提供していることを、金銭出資に匹敵する価値出資と認めて、労働者の団体に特殊の株式(無額面株式≠労働株)を与え、この団体が全体と

して受取る利益配当を個々の労働者に、その賃金、労働時間、勤続年限等を考慮して配分するというものであった。⁽⁵⁾

人民戦線内閣の時代につくられた一九三六年六月二四日の労働協約法⁽⁶⁾による従業員代表制 (délégués du personnel) これは労働者を企業の運営に参加させる制度である。同法は、いわゆる「マチニヨン協定」(Accords Matignon) において定められていた企業における従業員代表の設置を法制化したもので、企業内部に従業員代表を設置し、これに対して経営に対する参加をみとめるというものである。⁽⁷⁾ もつとも、従業員代表の機能は「単に個別的な要求を使用者に伝達するにすぎなかった」と言われている。⁽⁸⁾

一九四五年二月二二日のオルドナンスとこの一部を修正する一九四六年五月一六日の法律⁽⁹⁾による企業委員会 (comités d'entreprises) の制度

これは労働者を企業の管理・運営に参加させる制度である。

一九四五年のオルドナンスによつて基本的な構造を与えられた企業委員会は、労働条件、生活条件の改善のための労働の協力、福利厚生事業 (「社会的事業」) の管理または統制、企業管理・運営への労働者の諮問的参加など複合的な目的を与えられた労使混合の協議機関であり、一名の管理部長と従業員から選出される複数の労働者代表によつて構成される常設的機関である。⁽¹⁾ 適用対象は一九四五年のオルドナンスでは一〇〇人以上を雇用する企業とされていたが、一九四六年法では五〇人以上を雇用する企業に拡大された。

企業委員会については、第五共和制になつてから二つの法令によつてさらに修正が加えられた。一つは一九五九年一月七日のオルドナンス⁽¹²⁾で、これは労働者代表の地位の保護に関する規定を旧メンバー (六ヶ月内) および候補者 (三ヶ月内) に拡張適用するものである。いま一つは一九六六年六月一八日の法律⁽¹³⁾で、これは企業委員会の権限の拡張と労働組合代表の権利・地位を強化するものである。

第四共和制憲法（一九四六年一〇月二七日）による企業参加の憲法的宣言

第四共和制憲法前文には「すべての労働者は、その代表者によって、労働条件の集团的決定ならびに企業の管理に参加する」という規定がおかれた。

右の憲法前文の参加条項については、田端教授が憲法制定国民議会の審議過程を検討することにより、この条項の背後にある思想を明らかにしている。¹⁵ それによると、労働者参加条項に関する議会の最大公約の見解と考えられる憲法委員会の報告は次のように言っている。

第一に、制定されるべき権利宣言は「新しい権利宣言」でなければならない。新しい権利宣言とは、「人と市民の諸権利の宣言」を発展させた「人と勤労者の諸権利の宣言」でなければならない。したがって、第二に、新しい権利宣言は、一七八九年の権利宣言の成果を確保する「政治的自由」と「人民を困窮から解放し、社会を人間に奉仕させる」ための「社会的経済的諸権利」とによって構成される。労働者の企業の管理に参加する権利はこの「社会的経済的諸権利」の中に含まれているのである。

要するに、企業参加の権利を含む「新しい権利宣言」は、「人間の解放と全き開花を実質的に保障する真の民主主義」ないし「経済的社会的民主主義」の要請と考えられていた。¹⁶¹⁷

一九五九年一月七日のオールドナンス¹⁸

ドゴールは一九五八年六月政権に復帰すると直ちに労働大臣ポール・バコン（Paul Bacon）に命じて、労働者を企業に参加させる法案を準備させた。この作業から生れたのが右のオールドナンスである。¹⁹

このオールドナンスは、企業が労働者の（一）事業成果への集团的参加、（二）資本への参加、（三）生産性の増加への参加の三つの方式のいずれかをとることを勧奨するために税法上及び社会保障法上の特典をみとめることを内容とするもの

である。⁽²⁰⁾ オルドナンス第一条は「労働者の企業への協働 (association) または利益参加 (interestement) は、以下の事由によって生じる」と規定している。このオルドナンスは労働者の企業利益への参加と企業の管理・運営への参加を含む規定になっているが、企業の管理・運営に対する参加に関しては重要な内容はなく、このオルドナンスの中心は企業利益への参加である。

一九五九年一月七日のオルドナンスの狙いは何であつたか。法案の提案理由によれば、このオルドナンスは「労働者を企業の共同所有 (copropriété) に近づける」ことによつて、「資本 (Capital)・労働 (Travail)・指導 (Direction) の協働」を実現することを目的とするものであつた。⁽²¹⁾

一九五九年一月七日のオルドナンスの制度に対しては労働者ないし労働組合が不信の念を抱いたことが一様に言われている。奥島孝康教授は労働者の側に「税法上の優遇措置等によつて、本来、賃金原資たるべき利益が、利益参加の名を装つて支払われることに對する不信任」、⁽²²⁾「労働者が資本家と同じ立場に立つことによつて、現実を批判する眼を失ない、眞の社会正義のための闘争を鈍らせること」に對する恐れがあつたとしてゐる。⁽²³⁾

こうして右のオルドナンスにもとづく利益参加契約が締結された例は極めて少なく二〇〇ほどであつた)、この制度は大きな成果をあげることではできなかった。

一九六五年七月一二日法第三三条⁽²⁴⁾（「ヴァロン修正案」と呼ばれる）

これはゴースト政党U・N・Rの左派の指導者ヴァロン (L. Vallon) が提出して成立させた法律である。⁽²⁵⁾ 同法第三三条第四項は「政府は、一九六六年五月一日以前に、自己金融 (autofinancement) による企業の資産価値の増大に對する従業員の権利を承認しかつ保証する方式を定める法律案を提出しなければならぬ」と規定し、政府に法案提出を義務づけた。自己金融とは企業の自己資金による再投資、すなわち外部からの借入金等によらず、企業みずからが実現し

た利潤の一部を再投資を言う。この法律は、企業の自己資金の再投資による企業資産の増加部分については、企業従業員に一定の権利を認めるという考えにもとづくものである。同法はまた従業員に対して株式または持分を無償交付する会社に大幅な減税の特典を与えている。⁽²⁵⁾

ヴァロン修正案はどのような考え方にもとづくものなのか。奥島孝康教授によれば、この法案の背後にはブロック＝レネ (F. Bloch-Laine) の著書『企業の改革のために』(Pour une réforme de l'entreprise, 一九六三年発行) の考え方がある。『企業の改革のために』によれば、従業員の企業参加が「企業利益の分配に対する参加に進むことによつて、労使協調、資本と労働の協働が実現することになる」と考えられている。⁽²⁶⁾ ヴァロン修正案が『企業の改革のために』の考え方に基づいているとするならば、同法案は労使協調をすすめることを狙いとしていると言える。

ヴァロン修正案については、「企業の自己金融比率の引き上げ、投資能力の拡大を目的とする」政策であつて、「社会的政策的側面よりも経済政策的な側面を濃厚にした」政策であつたとする評価もある。⁽²⁷⁾

一九六七年六月二二日法⁽²⁸⁾にもとづく一九六七年八月一七日のオルドナンス⁽²⁹⁾

一九六七年六月二二日法は政府に対して、労働者の利益参加等に関して、オルドナンスの形式で立法化することを授權している。この法律にもとづいて制定されたのが、企業成長の成果への参加に関する一九六七年八月一七日のオルドナンスである。⁽³⁰⁾

このオルドナンスは「一〇〇人を超える従業員を常時使用する企業は、……企業成長の成果に参加する従業員の権利を保障することを目的として、本章(第一章)に定める各種の義務を負う」(第一条)と規定する。このオルドナンスは、「企業成長の成果」つまり、資本の増加部分に対する労働者の利益参加をみとめる制度であるが、「一〇〇人を超える従業員を常時使用する企業」に対して従業員利益参加制度の採用を義務づけている。

このオールドナンスの目的は何か。オールドナンスに付された、「大統領への報告」にこのオールドナンスの政策目的が示されている。⁽¹⁾それによると、このオールドナンスは次の三つの目的をもっている。即ち、労働者を企業成長に参加させること、企業の投資能力を増大させること、労働組合によって代表される賃金労働者と雇主との新しい関係の樹立を助長すること、の三つである。このオールドナンスの制度について、奥島孝康教授は「経済政策的意義が第一次的な目的であり、社会政策的意義である従業員の貯蓄増進は第二次的なものとして位置づけられ、その場合でも、労使協調路線の心理的な担保が狙いとされていると考えられる」としている。⁽²⁾

このオールドナンスは、その実際の適用状況からみて、一応の成功を収めていると言われている。⁽³⁾

以上、フランスにおける労働者の企業参加の法制度について極く大雑把に見てきたがここで要点をまとめておこう。労働者を企業利益又は企業の管理・運営に参加させる制度は一九一七年以来実定法上の制度として発展してきている。とくに第四共和憲法前文に労働者の企業参加が謳われたことの意義は大きい。ここでは、労働者の企業参加の権利は「経済的社会的民主主義」が要請する「社会的経済的諸権利」の中に含まれるとされている。これより後労働者の企業参加の権利は憲法上の権利とされている。(周知のように、現行一九五八年憲法は人権条項に関して第四共和制憲法前文を継承している。)

第五共和制の下でつくられた制度についてみると次の特徴をあげることができる。

第一に、第五共和制の下でつくられた制度で重要なものは企業利益参加制度であって、企業の管理・運営に対する参加制度に関しては大きな進展は見られない。

第二に、重要な三つの利益参加制度(一九五九年のオールドナンス、一九六五年のヴァロン修正案、一九六七年のオールドナンス)において、企業参加は労使協調をすすめることを主要な目的の一つとしている。

第三に、右の三つの利益参加制度において、(とくに、一九六五年のヴァロン修正案及び一九六七年のオールドナンスにおいて)、企業参加は、労働者の経済上の利益をはかるといふ社会政策的目的とともに、(見方によればそれ以上に)、企業に対する減税という手段を伴って企業の投資能力の増大をはかるといふ経済政策的目的をももっていた。

(1) 山口俊夫「最近のフランスにおける労働者の企業利益参加制度」(前掲) 三頁。

また、一八三〇年七月革命後のサン・シモン(Saint-Simon)主義者の生産協同体論、フリーエ(Fourier)のフアランステール論、ルイ・ブラン(Louis Blanc)の労働組織論は、いずれもその社会改造の思想の中に企業利益への労働者の直接参加の主張を含んでいたと言われている。(山口俊夫「最近のフランスにおける労働者の企業利益参加制度」(前掲) 三頁、七―八頁。)

(2) 外尾健一「フランスの経営協議会」季刊労働法一一号一二九頁。

(3) 山口俊夫教授はフランスの労働者参加制度を「管理運営領域」への参加と「成果分配領域」への参加とに大別している。(山口俊夫「最近のフランスにおける労働者の企業利益参加制度」(前掲) 一頁。)

奥島孝康教授はフランスの労働者参加の法制度について種々の角度からの分類をあげている。奥島教授によると、「労働者の企業参加の深化の度合に対応する」分類として、情報参加、利益参加、共同管理、共同決定または自主管理の四類型が考えられ、またこれとは異なる視点からの分類として個人的参加と集团的参加に二分することができる。教授は労働者の参加制度として意義を有するものは後者の集团的参加制度だと言う。(奥島孝康「戦後フランス企業法の動向」日仏法学一二号五―六頁。)

(4) *Loi sur les sociétés anonymes à participation ouvrière*, *Sirey* (Lois annotées), 1916-1920, p. 490.

(5) 山口俊夫「ドゴール構想における『企業参加』の法思想的背景」季刊労働法六九号五二頁。労働者参加株式会社の制度について、山本桂一「フランス第三共和政における各種法律の諸相」同編「フランス第三共和政の研究」有信堂一九六六年、四四九頁以下参照。

(6) *Loi modifiant et complétant le chap. IV «bis» du titre II du livre I^{er} c. trav. : «De la convention collective*

de travail), *Dalloz*, 1936, L. p. 369.

(7) 一九三六年法による従業員代表制については、外尾健一「フランスの経営協議会」(前掲) 一三二頁以下参照。

(8) 外尾健一「フランスの経営協議会」(前掲) 一三二頁。

(9) Ordonnance n° 45-289 du 22 février 1945, *Dalloz*, 1945, L. p. 55.

(10) Loi n° 46-1065 du 16 mai 1946, *Dalloz*, 1946, L. p. 227.

(11) 田端博邦「フランスにおける労働者参加制度(一)」——企業委員会制度の成立と展開——「社会科学研究二六卷六号六三頁。なお企業委員会制度について、外尾健一「フランスの経営協議会」(前掲) 参照。

(12) Ordonnance n° 59-81 du 7 janvier 1959, *Dalloz*, 1959, L. p. 221.

(13) Loi n° 66-427 du 18 juin 1966, *Dalloz*, 1967, L. p. 63.

(14) M. Duvarger, *Constitutions et documents politiques*, P. U. F., 9^e éd., 1981, p. 189.

(15) 以下は、田端博邦「フランスにおける労働者参加制度(一)」——企業委員会制度の成立と展開——「社会科学研究二七卷一号三八頁以下による。

(16) 田端博邦「フランスにおける労働者参加制度(二)」(前掲) 四〇頁。

(17) J・リヴェロ―J・サヴァチエは第四共和制憲法前文の企業参加の条項は「経済民主主義の思想」の要請によるものだと次のように言う。

「政治社会においては、臣下達は単に専制から保護されていることで満足せず、民主主義の要請にもとづいて、権力の行使に参加しようとした。しかし民主主義の要請は政治社会の枠を越えた。経済的民主主義の思想は、それが多くの解釈を許すにせよ、少なくとも企業内の権力が臣下達——ここでは労働者たち——によってコントロールされ、かつさらには、労働者達が、国家的レベルにおいて、経済計画の枠内で経済政策の作成に労働組合の機関を媒介として参加するのと同じように、企業内権力の行使に参加することを要求するのである。」(J. Rivero et J. Savatier, *Droit du travail*, P. U. F., 7^e éd., 1978, p. 160.)

(18) Ordonnance n° 59-126 du 7 janvier 1959, *Dalloz*, 1959, L. p. 259.

(19) 山口俊夫「最近のフランスにおける労働者の企業利益参加制度」(前掲) 一一頁。

- (20) このオールドナンスによる制度については次の文献を参照。山口俊夫「最近のフランスにおける労働者の企業利益参加制度」(前掲)一一頁以下、田端博邦「フランスにおける労働者参加制度の展開」社会科学研究二九卷六号二〇二頁以下。
- (21) 田端博邦「フランスにおける労働者参加制度(二)」(前掲)二〇二—二〇三頁。
- (22) 奥島孝康「企業利益に対する従業員『参加』の法的構成(一)」早稲田法学四八卷一号一二頁。このオールドナンスの制度に対する労働者の不信については次の文献も言及している。山口俊夫「最近のフランスにおける労働者の企業利益参加制度」(前掲)一二—一三頁、田端博邦「フランスにおける労働者参加制度の展開」(前掲)二〇七頁。
- (23) Loi n° 65-566 du 12 juillet 1965, *Daloz*, 1965, L. p. 228.
- (24) ヴァロン修正案の制度については次の文献を参照。山口俊夫「最近のフランスにおける労働者の企業利益参加制度」(前掲)一四頁以下、田端博邦「フランスにおける労働者参加制度の展開」(前掲)二二〇頁以下、奥島孝康「企業利益に対する従業員『参加』の法的構成(一)」(前掲)一二頁以下。
- (25) 同法第三三条第一項。
- (26) 奥島孝康「企業利益に対する従業員『参加』の法的構成(一)」(前掲)一三一—一四頁。
- (27) 田端博邦「フランスにおける労働者参加制度の展開」(前掲)二二〇—二二二頁。
- (28) Loi n° 67-482 du 22 juin 1967, *Daloz*, 1967, L. p. 234.
- (29) Ordonnance n° 67-693 du 17 août 1967, *Daloz*, 1967, L. p. 308.
- (30) このオールドナンスの制度については次の文献を参照。山口俊夫「最近のフランスにおける労働者の企業利益参加制度」(前掲)一七頁以下、田端博邦「フランスにおける労働者参加制度の展開」(前掲)二二二頁以下、奥島孝康「企業利益に対する従業員『参加』の法的構成(一)(2)(3)」早稲田法学四八卷一、二号、四九卷一号。
- (31) 以下は、田端博邦「フランスにおける労働者参加制度の展開」(前掲)二二二頁以下による。
- (32) 奥島孝康「企業利益に対する従業員『参加』の法的構成(一)」(前掲)二四頁。
- (33) 山口俊夫「最近のフランスにおける労働者の企業利益参加制度」(前掲)三二頁以下参照。

二 ドゴールの企業参加の思想

ドゴールの労働者の企業参加に関する考え方は時代とともに進化している。そこでここでは、彼の置かれた立場のちがいを考慮して、次の四つの時期、即ち、(一)第二次大戦中、(二)第四共和制の時期、(三)第五共和制の初めから一九六八年のいわゆる五月危機迄の時期、(四)一九六八年の五月危機以降、の四つの時期に時代を区分したうえで、この問題に関するドゴールの考え方を見ていこう。

(一) 第二次大戦中

イギリス亡命中のドゴールが一九四一年一月二五日オックスフォード大学においてなした演説が先ず重要である。この演説には次のような言葉が見られる。

「結局、現代において、機械による生活条件の変化、大衆の(都市への)一層の集中、それらの帰結としての大規模な集団的な大勢順応主義 (conformisme) が各人の自由を攻撃していることを認めなければならない。……一種の一般的な機械化が(社会に)生じており、保護のための大きな努力がなければ、個人は必然的に⁽²⁾ 押しつぶされる。……大衆はこのような画一化を嫌うどころか逆にそれに向かって進みかつそれを好んでいる。」

ここでは、機械化と都市化によってもたらされる大衆の自己の喪失という現象が指摘され、国家がこれに対処しなければならぬことが言われている。ここでは未だ「参加」は語られていないが、ドゴールの「参加」についての構想が前提とする精神的なレベルの問題の認識がここにはつきりと示されている。

一九四三年四月二〇日のロンドンからのラジオ放送をとおしてなされた演説も重要である。この演説でドゴールはフランスのあるべき将来の姿に言及し、彼が理想とする社会体制を示した。

「独占や同盟が国家を圧迫することも個人の境遇を支配することもありえず、共同の富の主要な源泉が国民によって管理され、あるいは少なくとも、国民によって統制され、一人一人のフランス人が、その能力に応じ自分自身及び家族にふさわしい生活を確保することのできる条件の下において、何時でも働くことが出来、労働者と技術者の自由な集団が企業の運営に組織的に参加している経済・社会体制、このような体制を作ることこそ実り多い改革になる。」

ここでは具体的な展望は示されていないが、労働者と技術者の企業運営への参加が明示的に言われている。

一九四四年三月一八日のアルジェにおける「臨時諮問議会」(Assemblée consultative provisoire)における演説においてもドゴールは労使の協力に言及した。

この演説においてドゴールは、「フランスの民主制は社会的民主制(démocratie sociale)でなければならない」と言った。彼は、「社会的民主制」とは「個別的利益のためではなく国家的資源の活用を目ざす経済体制の中において、各人に労働の権利と自由を組織的に保障し、すべての人の尊厳と安全を保障する」体制であり、ここでは「大きな共同の資源が国民に帰属し、国家の指導と管理が働く者と企業家の正常な協力によってなされる」と言った⁽⁵⁾。

第二次大戦中の発言で重要なものは以上のとおりである。

この時期にすでにドゴールは「労働者と技術者の自由な集団が企業の運営に組織的に参加している経済・社会体制」について語っている。また、機械化と都市化によってもたらされる大衆の自己喪失の恐れに対して国家が対処しなければならぬことを指摘し、各人に「労働の権利と自由」「尊厳と安全」を保障する「社会的民主制」という言葉を口に出している。

これらの言葉から、ドゴールの参加思想が何よりも先ず労働者の人間としての尊厳、人権に対する配慮から生れたものであることを確認することが出来る。

(一) 第四共和制の時期

第四共和制の時期ではとくに R・P・F (フランス人民連合) の指導者であった時代のこの問題についての発言が目立つ。

R・P・F の創設を明らかにした一九四七年四月七日の演説において、ドゴールは資本家、労働者、技術者の「協働」(association) の必要を次のように説いた。

現在フランスが抱えている諸問題は「その大きさ、複雑さ、緊急性においてフランスが未だ経験しなかつた程のものである」。この困難な諸問題を前にして、「同じ仕事に従事している人々がその利益とその感情を組織的に対立させている」という状態にある。この現状は変えられるべきであり、解決の方法は「同じ企業の中で労働、技術、財産を出し合っている人々の品位のある豊かな協働アソシエーションの中に見出される」⁽⁶⁾。

一九四七年一月一二日の記者会見における発言も重要である。この記者会見において次のように言った。

「R・P・F の目標の一つは、企業集団の中に新しい社会体制を樹立することによって、生産性の向上が国民的事業になるようにすることであり、この新しい社会体制とは協働の体制 (régime de l'association) である」⁽⁷⁾。

この体制の下では、「企業の中で働く者は誰であれ……：法的方法によって、企業が獲得した生産性の向上に比例して報いらなければならない」。「各人は、自分が参加している経済活動の生産性の向上に全面的なかかわりをもった生活を送らなければならない」⁽⁸⁾。

「組合が自らを抑圧している政治から解放されるならば、この協働の体制は完全に可能であると我々は信じている。この体制が共同の働きによって得られた利益を法律によって定められた階層的段階に応じて各人に分配するものであるということが理解されるならば、とくに労働者階級及び管理職階級は建設的な仕方での協働の体制に参加することが

できると我々は信じている。」⁽⁹⁾

この演説において「参加」のイメージは少しはつきりして来た。参加は労働者が企業の獲得した利益の配分に与かるという企業利益への参加である。いま一つ、労働者を参加せしめる動機の一つに企業の生産性の向上があることが示された。

一九四八年一月四日のドゴールの演説にも一九四七年一月二日の記者会見での発言と同じ趣旨の言葉が見られる。
「^{アラビヤ}アラビヤ」

「協働とは何を言うのか。それは先ず同一の企業グループの中で、それに属しているすべての人々即ち、企業主、幹部職員、労働者とともに対等の立場で組織的な仲裁制度 (arbitrage organisa) をつくつて、労働の条件とくに報酬を決定する制度である。」こうして、管理者にとつては権威、労働者にとつては労働意欲、すべての人にとつては職業上の能力というような職業上の名誉心を構成する精神的次元の諸要素が重要な役割を果たすようになる。」こうして、職場において、搾取の心理や階級闘争の心理とは異なる心理が生まれるであろう。」⁽¹⁰⁾

一九四八年一月四日の演説においては、「協働はどんな形態をとるのか？」と自問し、「いろいろの要素の人々——企業家、労働者、管理職を指す、筆者註——の間で対等の立場に立つて結ばれ、互いに拘束される社会契約 (contrats de société) の形態をとる」と答えている。⁽¹¹⁾

一九五〇年二月一日の演説ではドゴールはフランス人の取るべき道は「共産主義かそれとも協働か、この二つの道しかない」と言った後で共産主義を激しく非難している。⁽¹²⁾

一九五〇年五月一日の演説でドゴールは労働者の置かれている現状を改善するには「協働」が必要なことを次のように説いた。

「ある日機械が現れた。資本がこれと結びついた。この組合せが世界を支配した。それ以来多くの人々、とくに労働

説 者はこの組合せ（フツッパル）に従属することになった。仕事にかんしては機械に縛られ、賃金にかんしては使用者によつて拘束されて、労働者は精神的には小さな存在だと感じ、物質的には脅びやかされた存在だと感じている。こうして階級闘争が生じた。……この階級闘争は人間関係を害し、国家を狂わせ、国民の統一を破壊し、戦争をあおる。」

ドゴールは、このようにして生じた「社会問題」を解決し、各人が社会において「自己の場所、自己の役割、自己の尊厳」を見出すようにするには「協働（アツシヤション）」しかない、と言う。

一九五〇年六月二五日のR・P・Fの第三回全国大会での演説では、「ヨーロッパとアジアの三分の二がソヴェトの制度の下におかれ、今日フランスの労働者の半分がこの制度に対して幻想を抱いているけれども……」フランスが選ぶべき道は「協働」しかない、という趣旨の発言をした。

右の演説の後には、ドゴールは政界から引退していた時期を含め、一九五八年六月に政権に就く迄、この問題について全く発言していない。

この時期のドゴールの企業参加の考え方には次のような特色が見られる。

第一に、参加が多くの場合、労使の「協働（アツシヤション）」ないし「協働の体制」という言葉で語られ、「協働」という言葉がキーワードとして用いられているということである。もともとこの「協働」という言葉は、多く用いられているながらその概念は明確ではない。一九四八年一月四日の演説で、協働は、企業家、管理職、労働者などの間で対等の立場に立つて結ばれる社会契約の形態をとると説明しているが、なお具体性にとぼしい。

第二に、企業参加の内容は、主として企業利益への参加が考えられている。（もつとも一九四八年一月四日の演説では労働者が労働条件の決定に関与する制度を考えているようであり、もしそうであれば、それは企業の運営に対する参加の制度だと言える）

第三に、企業参加が「生産性の向上」、労働者の「労働意欲」の向上と結びつけて語られている。これは第二次大戦中のドゴールの発言にはみられなかったことである。

(三)第五共和制の初めから一九六八年の五月危機迄の時期

一九五八年にドゴールが政権に復帰してからのこの問題についての最初の発言は一九五八年九月四日の演説の中に見られる。九月二八日のレフエレンダムに付託する憲法草案を国民に示したこの演説においてドゴールは「企業の運営に労働者を参加させる……必要性」を口にした。¹⁶⁾

一九六〇年一月三十一日の演説——ドゴールはこの演説で近く行なわれるレフエレンダムにおける支持を訴えた——において、労働者の参加についての考え方を次のように示した。

「……：……社会の諸カテゴリーを分離している仕切りを低くする努力を続けなければならない。そのためには「共通の教育による青年に対する平等な機会、社会のすべての段階におけるより開かれた昇進、企業の運営に対する労働者の一層の参加、労働者及び技術者の組織の、地方又は中央の経済上の職務へのより大幅な参加」が必要である。「かつての階級闘争の影響をなくし、国の発展に寄与しているすべての人々を国の発展に直接に関与させ、この国民全体の参加によって進歩を促進すること」こそ目的である。¹⁷⁾

第五共和制になってからのこの二つの演説において、労働者の企業参加が、企業利益への参加ではなく、企業の運営への参加としてとらえられている点が注目される。

一九六三年一月四日の演説において、ドゴールはフランスがより繁栄するための諸条件の一つとして生産性の向上をあげ、生産性の向上のためには労働者の職業上の能力の向上が必要であるとし、これに関連して次のように労働者の参加の必要を説いた。

「より高い生産性は、供給される労働と發揮される専門的能力の向上から生じる。それ故、經濟活動に従事しているすべての人々が事業の実際について現在以上に情報を与えられること、事業の責任ある地位により効果的に参加する（パルテイシペ）ことが問題になる。それは、社会の底辺にいる人々にとつては企業の運営に対する現在よりも幅広い協働（アソシエーション）を意味する」⁽¹⁸⁾

一九六六年一〇月二八日の記者会見においては、労働者の生活水準の向上のために多くの施策がなされた結果、社会の各階層（カテゴリー）の平均的な賃金が向上し、社会保障及び家族手当の制度によつて老人、病人、失業者の苦しみは軽減されたと言つた後次のように言つた。

「労働条件にもたらされるべき変化は自らが行つてゐる經濟活動に対する労働者の積極的な協働（アソシエーション）である。この道においても、……すでに若干の前進がなされたと思つてゐる。」⁽¹⁹⁾ ドゴールはこう言つて、一九四五年の企業委員会の制度をはじめこれまで彼がなしてきた施策をあげた後、「しかし、労働者が企業の發展にかんして、法律上役割を果たし、かつ責任をもつ方法を定めることがこれからの課題として残されてゐる。」⁽²⁰⁾と言つた。

これまで見てきた一九五八年の第五共和制の初めから一九六八年の五月危機までの時期のドゴールの参加についての考え方には次の特色が見られる。

第一に、この時期には、ドゴールが「参加」について語る機会が極めて少なく、またその語り方においても、「参加」が情熱的に語られてはいないということである。このことについてはいろいろな解釈が可能であろう。自らが政権についていたが故に慎重であつたとも考えられ、あるいは、自らが政権についていながら参加政策に消極的であつたと批判することも可能であろう。いずれにしても、ドゴールが政権についていたこの時期に「参加」が熱心に語られなかつたということには注目すべき事である。

第二に、前の時期の参加が企業利益への参加であつたのに対して、この時期の参加は企業運営への参加が言われている。

第三に、生産性の向上ということが前の時期よりもより強調されている。即ち、生産性の向上のためには労働者の企業運営への参加が必要だということがはっきり言われている（例えば一九六三年一月一四日の演説）。

(四)一九六八年の五月危機以後の時期

ドゴールは、一九六八年五月のいわゆる五月危機(1)を深刻に受けとめた。ドゴールは、この事件によって参加の必要性を一層痛切に感じ従来よりもはるかに積極的に、そしてより具体的に労働者の参加について語っている。

一九六八年五月二四日のラジオ及びテレビ放送における演説が先ず重要である。

この演説でドゴールは、先ず、現在の大学及び社会の出来事は「我々の社会の変動の必要性」を示していると言い、「この変動は各人の、彼が直接に関係している諸活動の運営と成果に対する従来よりも広範な参(2)加を含むものでなければならぬ」と言った。ついで、彼は、国家は先ず秩序を確保しなければならないが、次に社会の構造を変えなければならぬと言った。このことと関連させて、経済の発展のためには社会政策が必要だとして次のように言った。

「公益事業及び私企業の従業員的生活条件及び労働条件を改良することによって、従業員の責任ある地位への参加を組織することによって、青年の教育を発達させることによって、青年の雇傭を確保することによって、地方において工業及び農業の活動を行なうことによって、わが国の経済を現在の国家的及び国際的要請に適応させること」が必要だ。(3)

一九六八年六月七日のラジオ及びテレビ放送でのドロワ (Michel Droit) との対談においてドゴールは彼が参加政策をとる理由をかなり詳細に展開した。彼は次のように言った。

「五〇年前には農業社会であり田舎風の社会であった社会が急速に工業社会・都市社会になった。こうして、かつての社会的・道徳的・宗教的基礎と背アンカドレゼン景の大部分を失ってしまった」現代のフランス社会は「機械が絶対的な主人であるような社会」になっている。このような現代社会の底にある「機械的文明」は「人を一種の歯車装置の中に

んじがらめにしている」⁽²⁾

ドゴールによれば、このような現代社会を変える方法は三つある。共産主義の道、資本主義の道、^{パルテイシパシオン}参加である。彼は前二者を批判する。

共産主義に対しては、それが「恒常的な精神的及び具体的強制」ないし「独裁」を伴っていることを指摘している。他方、資本主義に対しては、「企業の所有、管理、利益は資本にしか所属しない。それ故、所有しない者は彼が貢献している事業の中においてすら一種の疎外状態に置かれている」とし、「資本主義は、人間の観点から見ても、満足な解決を与えない」とする。⁽³⁾

こうして彼は現代の社会を改革する方法として「参加」を提唱する。彼は次のように言う。「現代文明の真只中にいる人間の条件^{コンディション}を変えるものは^{パルテイシパシオン}参加である」。資本、管理能力、技術、労働を提供することによつて共同の経済上の事業に従事している人々はみな「事業の生産性と事業の良好な働きに関心をもつ社会」を形成している。従つて「事業が得たものの一部分と事業がその利益の中から投資したものの一部分」は法律によつて事業に従事している一人一人に分け与えられるべきである。また、すべての従業員は「企業の運営にかんして十分に情報を与えられ」、「自分たちの利益、意見、提案を主張するために、自分たちが自由に任命した代表者をとおして会社及び会社の役員会に^{パルテイシパシオン}参加することができる」ようにすべきである。⁽⁴⁾

一九六八年九月九日の記者会見において、ドゴールは、元老院改革及び地方制度改革を内容とする憲法改正問題との関連で「参加」に言及し次のように言った。

「国家が^{パルテイシパシオン}参加にかんして抱いている觀念および国家が^{パルテイシパシオン}参加を実施しようとしている仕方について、私は^{パルテイシパシオン}参加とはとりわけ経済・社会・大学の分野において、すべての利害関係人が直接に關係する問題について、研究 (études)、

企画 (projets)、討論 (débats) に参加し、それにもとづいて責任者による決定がなされるような人間関係を組織する改革であると言っておこう。⁽²⁷⁾

レフェレンダムによつて憲法改正を行なうことを決定した後の一九六九年三月一日のラジオ及びテレビ放送における演説において、ドゴールは五月事件に言及し、政府のとつた措置に対する国民の支持を確信している旨言つた後、次のように言つた。

「現代の機械的社会において、これらの混乱に極めて都合のよい誘因となりかつこれらの扇動者にとつて都合のよいスプリングボードの役割を果たしている心の不安 (malaise des ames) がどうして分らないのか。時代の衝撃が、わが国の国民をその底の部分において物質的な面で変化させたのと同時にわが国に対して国民の存在の倫理的・社会的状況を変えることを求めているのをどうして認めないのか。要するに人間の状況が問題なのである。従つて、人が生活と労働を共にしているすべての場所で、人間関係をより人間的な、より品位のあるものにし、そのことによつて人間関係をより効率的なものにすることが必要である。各人が、その努力を払っている場所において、受動的な道具であることを止め、自己の運命に積極的に参加することが必要である。我々の世紀のフランスの大きな改革は以上のようなものでなければならぬ。⁽²⁸⁾」

一九六九年四月一〇日のラジオ及びテレビ放送でのドロワとの対談——この対談でドゴールはレフェレンダムに付す法案の狙いを説明した——においてドゴールは五月危機に言及して次のように言つた。

「若干の人々が、五月から六月にかけての爆発が何であつたのかを既に忘れて、危険の根本的な原因を直すことなしに現在の社会に住みうると考え、また、秩序を回復するためには状況に対応するための技術的方法で十分であると考え、⁽²⁹⁾ することは確かである。私はこれらの人々は誤つていると考える。⁽³⁰⁾」

ドゴールは「技術的方法」をとることは必要ではあるが、それだけでは十分ではなく、「現代の機械化された社会における人間関係の病い」(le malaise des rapports humains dans la société mécanique moderne)を治すことが必要だと次のように言った。

「フランスの道徳的及び社会的均衡エキリブールのためには、たとえば教える者と学生の間、企業主と従業員の間、行政官と統治される者 (administrés) の間というような指導する者と指導される者との接触と協力コオペラティオンの新しい組織が何よりも重要である。それは権威と責任を無視することを意味しない。……そうではなくて、それは、共同の事業を一緒にしなければならぬ人々が理解し合い、説明し合い、協力し合うためにお互いに近づくようにすることである。」⁽¹¹⁾

ドゴールは一九六九年四月のレフエレンダムに政治生命を賭け、もしレフエレンダムで敗れたら大統領の地位を去ると言っていたにも関わらずドゴールの提案は国民に支持されなかった。⁽¹²⁾

ドゴールは一九六九年に大統領を辞任した後も参加について同じ考え方をもちつづけていた。一九七〇年に出版された『希望の回想』(Mémoires d'espoir) にはいくつかのケ処に彼の参加の思想が示されているが「経済」の章の中では次のように言っている。

「しかしながら、ずっと以前から、私は現代の機械社会 (société mécanique moderne) には社会の安定エキリブールを保証する人間の活力 (ressort humain) が欠けていると思っていた。労働者を道具と歯車の地位に追いやる社会制度は、たとえ労働者が十分に報酬を与えられているとしても、私にいわせれば、人間の本性と相いれないし、健全な生産活動の精神と相いれない。資本主義のもたらす利益が、一部の者のためばかりでなく社会のためにもなっていることは否定しないが、資本主義が膨大でかつ絶えることのない不満の種をもっているというのは事実である。対症療法的手段が自由放任にもとづく体制の行き過ぎを緩和するのは確かであるが、しかしそういう手段は体制の精神的病い (infirmité morale)

を治しはしない。他方、共産主義は原則として、人間による人間の搾取をなくするけれども、人を威圧する耐えがたい専制を伴い、生活を全体主義の陰気な雰囲気の中に投げ入れ、生活水準、労働条件、製品の出回り、技術進歩に関して、自由のもとで得られる成果に遠く及ばない。私は、これら正反対の体制の双方を非難しつつ、各人が、自分が貢献している企業の業績配分に直接あずかり、しかも自己の運命を託した集団の事業の発展に対して責任をもっているのだという誇りをもつという仕方の人間関係を定める新しい体制をつくるよう、一切がわれわれの文明に命じている、と思つた。」

五月危機以後の時期のドゴールの参加についての発言には次の特色が見られる。

第一に、参加を一つの技術的制度としてのみとらえるのではなく、一つの文明のあり方ないし一つの体制としてとらえていることである。即ち、ドゴールは五月危機の根本的原因は現代の社会、現代の文明の体質にあると考えた。ドゴールによれば、現代の社会は「機械が絶対的な主人であるような社会」「人を一種の歯車装置の中にがんにがらめにしてゐる」社会である（一九六八年六月七日のドロワとの対談）。ドゴールは五月危機はこのような現代の社会の体質に根ざすものであると考えた。ドゴールにとってこのような現代の社会を変革する最善の方法が参加なのであり、参加は資本主義の道、共産主義の道と対立する第三の道なのであった。

第二に、労働者の企業運営への参加の形態が、諮問機関への参加であることが明確に示されたことである。即ち、労働者が「自分たちの利益、意見、提案を主張するため（の）」参加（一九六八年六月七日のドロワとの対談）、あるいは「すべての利害関係人が直接に関係する問題について、研究、企画、討論に参加し、それにもとづいて責任者による決定がなされるような」参加（一九六八年九月九日の記者会見）だとされた。

(一) シャルル・ドゴール研究所 (Institut Charles de Gaulle) の機関誌 *Esprit* (Plon 社発行) がドゴールの参加理論につい

て特集号を出している(第五号、第一〇一一号及び第十七号)。Espoir 第五号は、企業参加についてのドゴールの発言を収めている。

(2) Ch. de Gaulle, *Discours et messages*, T. I, op. cit., p. 144-145.

(3) Ch. de Gaulle, *Discours et messages*, T. I, op. cit., p. 280.

(4) 臨時諮問議会は一九四三年九月一七日のオルドナンスによってつくられた。これは解放後の政治制度を準備するための一種の議会である。(cf. J. Chapsal et A. Lancelot, *La vie politique en France depuis 1940*, 4^e éd., P. U. F., 1975, p. 65.

(5) Ch. de Gaulle, *Discours et messages*, T. I, op. cit., p. 389.

(6) Ch. de Gaulle, *Discours et messages*, T. II, op. cit., p. 51-52.

(7) Ch. de Gaulle, *Discours et messages*, T. II, op. cit., p. 145-146.

(8) Ch. de Gaulle, *Discours et messages*, T. II, op. cit., p. 146.

(9) Ch. de Gaulle, *Discours et messages*, T. II, op. cit., p. 146.

(10) 以上は、Ch. de Gaulle, *Discours et messages*, T. II, op. cit., p. 167-168.

(11) Ch. de Gaulle, *Discours et messages*, T. II, op. cit., p. 246.

(12) 共産主義とは次のようなものだトドゴールは断定的に言う。

「われわれはあなたがたの主人である。われわれが命じるように働け。与えられたものを食べなさい。言われていることを信じなさい。定められている時間に拍手喝采で我々に対する支持を表明しなさい。その他のことはあなたがたのなすべきことではない。もしわれわれが、あなたがたがわれわれに同意していないと判断するならば強制収容所があなたがたを待ちうけている。」(Ch. de Gaulle, *Discours et messages*, T. II, op. cit., p. 339.)

(13) 以上は Ch. de Gaulle, *Discours et messages*, T. II, op. cit., p. 361-362.

(14) Ch. de Gaulle, *Discours et messages*, T. II, op. cit., p. 362.

(15) Ch. de Gaulle, *Discours et messages*, T. II, op. cit., p. 368.

(16) Ch. de Gaulle, *Discours et messages*, T. III, op. cit., p. 43.

(17) Ch. de Gaulle, *Discours et messages*, T. III, op. cit., p. 267.

- (18) Ch. de Gaulle, *Discours et messages*, T. IV, op. cit., p. 65.
- (19) ドゴールはここで、彼がこれまでになした施策として一九四五年の企業委員会の制度をはじめ、一九六六年法による企業委員会の権限の拡大、一九五九年のオルドナンスをあげた。(Ch. de Gaulle, *Discours et messages*, T. V, op. cit., p. 112.)
- (20) Ch. de Gaulle, *Discours et messages*, T. V, op. cit., p. 112.
- (21) 一九六八年五月の学生の暴動に端を発し、その後二ヶ月の間フランス社会を混乱の中に陥れたいわゆる五月事件については、さしあたって次のものを参照。J. Chapsal, *La vie politique sous la V^e République*, P. U. F., 1981, p. 339 et s., S. Sur, *La vie politique en France sous la V^e République*, Éditions Montchrestien, 1977, p. 273 et s. 中木康夫『フランス政治史下』未来社、一九七六年、一七二頁以下。
- (22) Ch. de Gaulle, *Discours et messages*, T. V, op. cit., p. 289.
- (23) Ch. de Gaulle, *Discours et messages*, T. V, op. cit., p. 290-291.
- (24) 以上は、Ch. de Gaulle, *Discours et messages*, T. V, op. cit., p. 300-301.
- (25) Ch. de Gaulle, *Discours et messages*, T. V, op. cit., p. 302-303.
- (26) Ch. de Gaulle, *Discours et messages*, T. V, op. cit., p. 303.
- (27) Ch. de Gaulle, *Discours et messages*, T. V, op. cit., p. 324.
- (28) これより前、二月一九日に政府は元老院及び地方制度改革を内容とする憲法改正をレフェレンダムによって行なうことを決定している。
- (29) Ch. de Gaulle, *Discours et messages*, T. V, op. cit., p. 385-386.
- (30) Ch. de Gaulle, *Discours et messages*, T. V, op. cit., p. 390.
- (31) Ch. de Gaulle, *Discours et messages*, T. V, op. cit., p. 391.
- (32) ドゴールは四月一〇日のラジオ及びテレビ放送でのドロフとの対談の中で、「私が職務を継続するか職務を去るかは私が求めるところに対して国民が為す答えいかんにかかっている」と言っていた。(Ch. de Gaulle, *Discours et messages*, T. V, op. cit., p. 401.)
- (33) 一九六九年四月二七日のレフェレンダムの結果は賛成票は五三・二％、反対票は四六・七％であった。このレフェレンダ

ムの経過については J. Chapsal et A. Lancelot, *La vie politique en France depuis 1940*, op. cit., p. 600-604. を参照。

(34) Ch. de Gaulle, *Mémoires d'Espoir*, T. I, Le renouveau, op. cit., p. 144. 邦訳「ドゴール『希望の回想』(前掲)では一九三頁。

三 ドゴールの参加思想と社会的カトリシズム

ドゴールの参加思想の渊源として一般に社会的カトリシズム (catholicisme social) があげられている。しかし、これに対してドゴールの参加思想と社会的カトリシズムの違いを強調する見解もあるので、ここで両者の異同を検討しておこう。

社会的カトリシズムとは何であるか。ここでこの問題を深く検討する余裕はないが、ルネ・レモン (R. Remond) によれば、社会的カトリシズムの特色は次の点にあるとされている。⁽¹⁾ 第一に、この思想は、産業革命の後に生じたプロレタリアートの存在などのいわゆる「社会問題」を取りあげる中から生れた思想だということ。第二に、その思想の内容として、社会的カトリシズムは、自由主義をも社会主義をも斥けている。⁽²⁾ 一八九一年に教皇レオ十三世が出した回勅「レールム・ノヴァールム」(Rerum Novarum) は、資本主義、社会主義の双方を批判するとともに、階級対立を否定して資本と労働の協調を主張している。⁽³⁾ 第三に、言うまでもないことであるが、社会的カトリシズムは、カトリック教会と密接に結びついた思想である。ルネ・レモンは、「カトリック教が社会の組織化のカギを握っているという信念、教会が理想的秩序を定め、かつ、これを実現する手段を人々に教える資格があるという信念が社会的カトリシズムを構成する一

つの要素である」と言っている。⁵

ドゴールの参加思想の源が社会的カトリシズムにあるとする研究者は次のように言っている。

「まず、ドレフュス (F. G. Dreyfus) 教授は、ドゴールの思想の源泉を取りあげた論文の中でドゴールの思想に影響を与えたものとして、第一にカトリック教をあげ、次のように言っている。

「ドゴールの家庭は非常に信仰深く、シャルル・ドゴールのすべての思想は、経済・社会に関する思想を含めて、彼の宗教的信念によって特徴づけられている。……將軍の社会・経済に関するあらゆる発言には、一八九一年の回勅レールム・ノヴァールムの発表以来発展して来た……カトリックの社会思想の影響が明らかに見られる。参加の観念は、もともと二〇世紀中葉以降プロテスタントおよびカトリック教徒により発展させられたキリスト教の観念であることを想起しよう。」⁶

ヴァケ (R. Waquet) もまた社会的カトリシズムがドゴールの参加思想に対して影響を与えたと言う。ヴァケは一八九一年の回勅レールム・ノヴァールムがドゴールに影響を与えたとし、とくに、この回勅が示した「労働者のおかれた状態を考慮すること」、および、「階級闘争の否定に基づく解決方法」をドゴールは受け入れたと言う。⁶ ヴァケはまた、一九三一年の回勅のクワドラゲシモ・アンノにおいては「資本と労働コラボラシオンの協力」ということが重要なテーマになっているが、このテーマはドゴールにおいて「労資協働 (association capital-travail)」として示されていると言う。⁶

ドゥ・モンタレ (J. de Montalès) は「労働者は企業の所有、企業の管理、そして何らかの方法で企業がもたらす利益に参加するよう求められている」というクワドラゲシモ・アンノの言葉は「ドゴールによって定義された参加 (の概念) に極めて正確に対応している」と言う。⁶

このようにドゴールの参加思想と社会的カトリシズムの類似性をあげる見解が多い中でドゴールの思想と社会的カト

リシズムの相違を指摘する見解がある。メイユール (J.-M. Mayeur) 教授は「ドゴールと社会的カトリシズム」という論文においてドゴールの思想と社会的カトリシズムとを比較して次のように言う。ドゴールはいかなる意味においてもイデオロギーを重視する人物ではなく、彼が唱えた「第三の道」——資本主義でも社会主義でもない道——は社会的カトリシズムばかりでなく急進派ラジカルや非マルクシストの社会主義者も唱えていた。ドゴールと社会的カトリシズムとの間には次の違いがある。第一に、ドゴールにおいては、「政治及び国家の役割は基本的に重要である」のに対して、社会的カトリシズムは政治及び国家に対して不信を抱いている。第二に、社会的カトリシズム及びその政治勢力であるキリスト教民主主義者 (democrate-chrétienne) が「キリスト教的ヨーロッパ」を理想とし、ヨーロッパの統合に積極的なに対してドゴールはそうではない。第三に、ドゴールの発言を見ると、ドゴールは「常に宗教的な立場から距離を置いていた」。ドゴールはキリスト教的社会秩序を創設しようとしたのではなく、「キリスト教の影響を受けた、非宗教的な民主政」を良しと考えた。¹⁰⁾

さて、ドゴールの参加思想に対する社会的カトリシズムの影響をどのように考えるべきであろうか。筆者としては次のように考えておきたい。第一に、多くの者が指摘しているように、資本主義をも社会主義をも斥け、労資協力による第三の道を求めるというドゴールの考え方は、例えばレールム・ノヴァールムに言われていることと極めてよく似ていることは否定しえない。ドゴールがカトリックの信仰のあつた家庭で成長し、敬虔なカトリック教徒であつたという事実を併せて考えると、ドゴールが社会的カトリシズムの影響を受けたと考えるのが自然なように思われる。第二に、しかしながら、ドゴールは「常に宗教的な立場から距離を置いていた」というメイユールの指摘は重要である。すでにふれたようにR・レモンによれば「カトリック教が社会の組織化のカギを握っているという信念」が社会的カトリシズムの一つの要素であるとされているが、ドゴールの思想は政治の力によっていわゆる「社会問題」を改革していこうと

いうものであり、カトリック教会に依存したのではない。この点においてドゴールの参加思想と社会的カトリシズムは決定的に違っている¹²⁾。

- (1) René Remond, *Encyclopaedia Universalis France, corpus 4*, Editeur a Paris, 1984, p. 412. なお、中村睦男『社会権法理の形成』有斐閣、一九七三年、一六七頁以下参照。
- (2) 社会的カトリシズムは、「自由主義は、労働者の状態を悪化させた弊害に対して責任を負っている」とし、他方、社会主義に対しては「個人財産の擁護」の立場から反対した。(R. Remond, op. cit., p. 412.)
- (3) 中村睦男、前掲書、一六九頁以下、とくに、一七一頁参照。この「レールム・ノヴァールム」は社会的カトリシズムの教義を確立したものとされている(同書一六七頁)。
- (4) R. Remond, op. cit., p. 412. なお、社会的カトリシズムとカトリック教会の関係をどう見るかについては人により若干の違いがある。ルネ・レモンは「それをカトリック教会とは独立した思想・運動と見ている。これに対して、中村・前掲書は、社会的カトリシズムを「カトリックの社会的教義」ととらえている(同書一六六頁参照)。
- (5) F. G. Dreyfus, Aux sources de la pensée gaullienne, in Institut Charles de Gaulle, *Approches de la philosophie politique du général de Gaulle*, Editions Cujas, 1983, p. 31. なお、ドレフュスはドゴールがフランスのカトリック教からとりいれたイデオロギー的要素として「教会の教説の教育に対する忠実」、「階層の感覚」、「物事についての極めてフランス教会的な考え方」をあげ、これらがドゴールのいつもの態度、伝統に閉じ込めることの拒絶を説明する、と言っている。(ibid.) 筆者にとっては、これらのドレフュス教授の言葉はいずれも抽象的に過ぎるなどの印象を禁じえない。
- (6) Regis Waquet, La "participation" dans la pensée politique du général de Gaulle et le projet de loi soumis au référendum du 27 avril 1969, Mémoire pour le diplôme d'études supérieures de science politique, présenté à la Faculté de droit et des sciences économiques de la Université de Paris, 1970, p. 28.
- (7) 回勅クワドラゲシモ・アンノは一九三一年教皇ピオ十一世によって出された。レールム・ノヴァールムを補充するものとされている。これについては、中村・前掲書一七五頁以下参照。

- (8) R. Waquet, op. cit., p. 29.
- (9) Jacques de Montalais, *Qu'est-ce que le Gaullisme ?*, Maison Mame, 1969, p. 181-182.
- (10) J.-M. Mayer, *De Gaulle et le catholicisme social*, in *Approches de la philosophie politique du général de Gaulle*, Editions Cujas, p. 215-219.
- (11) ドゴールはカトリックの信仰心の厚い家庭に生れ、育った。彼の父はセーヌ県庁の役人の職を辞職した後、パリにあるイエズス会経営の高等学校 (collège de l'Immaculée Conception) の教授になった人物である。(J. Lacouture, *De Gaulle*, op. cit., p. 17-18.) ドゴールの母については、その二人の姉妹は修道女であり、彼女自身も敬虔なカトリック教徒であったと言われている。(アレクザンダー・ワース著、内山敏訳『ドゴール』紀伊国屋書店、一九六七年、四八頁。)
- ドゴール自身が敬虔なカトリック教徒であったことについて、ラクチュールはダニエル (Danielou) 枢機卿が、ドゴールの死後、彼の生涯について「例外的に信仰心厚い生涯」という言葉を口にしたことを伝えている。(J. Lacouture, op. cit., p. 251.)
- (12) なお、メイユールは、先にふれたとおり、ドゴールの思想と社会的カトリシズムの間で、政治及び国家についての見方が違うこと、ヨーロッパの統合についての見方が違うことを指摘しているがこれらの指摘は余り重要でないと思う。社会的カトリシズムはいわゆる「社会問題」を取りあげる中から生じた思想であり、国家観、ヨーロッパ観はその中核ではない。

結 び

結びとしてドゴールの労働者の企業参加に関する思想の特色を指摘しておこう。

ドゴールの参加思想には次の特色があるように思われる。

第一に、ドゴールの参加思想において、終始一貫して、労働者の精神的レベルの問題——一口で言えば、人間疎外の

克服——が重視されているということである。第二次大戦中の一九四一年一月二十五日の演説ですでに「機械による生活条件の変化、大衆の（都市への）一層の集中」により、大衆が自己を見失っていることを指摘している。大統領辞任直前の一九四九年四月のドロワとの対談においては、「現代の機械化された社会における人間関係の病い」を治すことの重要性を説いている。二十数年の間隔を経た二つの演説の中に全く同じ基調が貫らぬかたである。ドゴールの参加思想の根底にあるものは、この労働者の人間疎外の克服という問題である。彼の参加思想は、政治家ドゴールの政策レベルの思想というよりも、カトリック教の影響を受けた、人間ドゴールのヒューマニズムに根ざしているように思われる。

第二に、ドゴールの参加思想は企業利益への参加から企業運営への参加へと時代とともに発展しているということである。第四共和制の時期のドゴールの考えは企業利益への参加であった。企業利益への参加が労働者の意識を変えたと考えていた(例えば、一九四八年一月四日の演説)。これに対して、第五共和制になってからは、企業利益への参加だけでなく、これに加えて企業運営への参加を説いている。

第三に、労働者の企業運営への参加は、諮問的な機関への参加であり、決定機関への参加ではないということである。労働者の企業への参加の仕方については多くは語られていないが、これについてふれている一九六八年九月九日の記者会見によれば、「すべての利害関係人が直接に関係する問題について、研究、企画、討論に参加し、それにもとづいて責任者による決定がなされる」と言っている。

第四に、参加の形態を「個人的参加」と「集团的参加」に分けて考えると、ドゴールは「集团的参加」を考えている様子はなく、「個人的参加」を考えているらしいことである。奥島孝康教授によれば、労働者の参加制度として意義を有するのは「集团的参加」の方であるからこれを考えていない参加は片手落ちだと言える。

第五に、これは厳密にはドゴールの参加思想の特徴というよりもドゴール政権の参加政策の特徴と言った方が正確で

あろうが、ドゴールはこの政策を現実に積極的に押し進めたとは言えず、思想と実行との間に大きな隔りがあるということである。先に掲げたドゴールの発言を概観して気づくことであるが、第五共和制の五月危機（一九六八年）以前のドゴール大統領の参加に関する発言には迫力が無い。五月危機以後の発言において参加の必要性が従来に比べより切迫感をもって訴えられ、参加のイメージがより具体的にされているのを見ても、ドゴールが大統領の地位にありながら参加政策にそれほど熱意をもっていなかったことが分る。^②

トウシャールは、ドゴールが一九六三年に社会政策の強化を口にしながら（一九六三年七月二十九日の記者会見）インフレの経済状況を迎えると社会政策の実施は延期して経済安定化政策を実施したことなどを指摘し、^③社会政策に関して「意図と実現のずれは著しく、やや劇的ですからあり、諸々の発言がほとんど実施に移されなかったことを認めなければならぬ^④」と言う。この見方は的を射ている。ドゴールにおいて参加思想とその実行とのズレが何によるかは容易に知りえないが、国家を何よりも重視するという彼の考え方、価値観つまり、労働者の地位の改善を考えるけれどもそれ以上に国家の経済的發展を重視する彼の政治姿勢が参加政策の推進を鈍らせた一つの原因ではないかと思う。

以上述べてきたドゴールの参加思想の特色を一語で言うると、彼の参加思想はカトリック教徒としてのドゴールのヒューマニズムに由来する、一貫性のある真摯なものではあったが、具体性、実効性に乏しいものであった、と言えよう。

(1) 奥島孝康「戦後フランス企業法の動向」(前掲)六頁。

(2) 五月事件後の一九六八年六月七日の M. Droit との対談において、参加政策を何故もつと早く実施しなかったのかという M. Droit の質問に対してドゴールは「何故なら、かかる改革は、私といえども唯だ一人で為すことは出来ない。十分に同意が与えられ、かつ、情況が熟すことが必要である」と言った。(Ch. de Gaulle, *Discours et Messages*, T. V, op. cit., p.

304.)

ドゴールがすべての分野で自らの政策を積極的に押し進めたことを考えると、この発言自体が、ドゴールの参加政策の実現に対する熱意の乏しさを示すものと言つてよいであろう。

(3) J. Touchard, *op. cit.*, p. 274 et s.

(4) J. Touchard, *op. cit.*, p. 288.